

【総合事業】過誤申立事由コード一覧

国保連の審査を終えて、請求が決定しているものでなければ、過誤申立ての処理はできません。
過誤申立ての前に、請求が決定しているものであるかどうか今一度ご確認ください。

以下については誤り等が多くなっておりますので、提出前に再度ご確認ください。

- ・事業所番号が正しく記入されていること
- ・過誤の対象となっている方が、江戸川区の被保険者であること
- ・サービス提供月欄の年が西暦で記入されていること
- ・申立事由欄は、「請求誤り」、「その他の理由」のいずれかが記入されていること

申立事由コード欄は、(コード1)は10で固定としているため、(コード2)の数字のみを記入してください。

	様式番号	様式名称
日常生活介護予防・ （事業支援総合事業費 対象者）	10	介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書 (訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービス)

(コード2)申立事由番号(下2桁)

申立理由番号	様式名称
02	請求誤り(請求誤りによる実績の取り下げ)
99	その他の理由による実績の取り下げ